

会 議 録

会議の名称	平成27年度 第1回 小金井市交通安全推進協議会
事務局	都市整備部 交通対策課
開催日時	平成27年8月27日(木) 午後2時～4時
開催場所	市役所本庁舎第一会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	○可・一部不可・不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	該当なし
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 会長あいさつ 2 小金井警察署管内における交通情勢について 3 議 題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成27年秋の小金井市交通安全運動推進要領(案)について (2) 交通安全運動期間中の広報活動等について (3) スタントマンを活用した自転車安全教室について(報告) (4) その他
会議結果	別紙のとおり
発言内容・発言者名(主な発言要旨等)	別紙のとおり
提出資料	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年秋の小金井市交通安全運動推進要領(案) ・平成27年秋の交通安全運動市内広報文(案) ・自転車走行中は必ず安全確認を(東京都チラシ) ・東京都小金井市交通安全推進協議会設置条例 ・小金井市交通安全推進協議会委員名簿

平成27年度第1回小金井市交通安全推進協議会会議録

1 日 時 平成27年8月27日（木）午後2時～4時

2 場 所 市役所本庁舎第一会議室

3 内 容

1 会長あいさつ

2 小金井警察署管内における交通情勢について

3 議 題

① 平成27年秋の小金井市交通安全運動推進要領（案）について

② 交通安全運動期間中の広報活動等について

③ スタントマンを活用した自転車安全教室について（報告）

④ その他

4 出席者

【委 員】（敬称略）

枝廣基司（代理者白石交通課長）、松縄忠一（代理者）、中井敏郎（代理者）、
渡邊恭秀、小川順弘、富士道正尋、土屋和子、中村一郎、星野知子、斉藤浩、
田原泰弘、横山博、金澤昭、正殿真司、井上智順

【小金井市】

東山博文（都市整備部長）、畑野伸二（都市整備部交通対策課長）、府川真之
（都市整備部交通対策課交通対策係長）

【傍聴者】

なし

〔交通対策係長〕開会、資格審査、配布資料の確認

【会長】挨拶

【交通対策係長】

これをもって会長と交代する。

【会長】

定めに従いまして議長を務めさせていただく。

まず最初に「小金井警察署管内における交通情勢について」を、警視庁小金井警察署白石交通課長より説明をお願いしたい。

【小金井警察署交通課長】小金井警察署管内における交通情勢について

【会長】

ただ今の報告に対して何か質問はあるか。

無いようなので、議題に入らせていただく。

議題(1) 平成27年秋の小金井市交通安全運動推進要領(案)について、事務局から説明をお願いしたい。

【交通対策係長】

平成27年7月1日付、内閣府交通対策本部で決定された「平成27年秋の全国交通安全運動推進要綱」に基づき、東京都では、都民総ぐるみの運動として推進することとして首都交通対策協議会安全部会幹事会において、東京都における推進要領が決定された。都の推進要領を基本として、私ども事務局で作成したものを小金井市版の推進要領として、本日ご提案させていただくものである。

それでは、お手元の資料1「平成27年秋の小金井市交通安全運動の推進要領案」をご覧ください。

本年上半期の都内の交通事故発生状況は、発生件数及び死者数・負傷者数ともに減少しておりますが、死者は77人(前年同期比+9人)と、未だ交

通事故により尊い命が失われているところである。しかしながら、依然として多くの方が交通事故の犠牲となっているなど厳しい状況は続いている。このため、交通事故死者全体の約3割を占める高齢者や、約3割の二輪車の交通事故防止に重点的に取り組むとともに、自転車安全利用の推進、飲酒運転の根絶、交通安全教育の推進や、安全かつ円滑な道路交通環境の整備等の諸施策を、より計画的かつ効果的に展開していく必要がある。

次に1ページをご覧ください。「広く市民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ること」を目的としている。

スローガンは「やさしさが 走るこの街 この道路」というスローガンが、今回も引き続き掲げられている。

次に期間である。例年どおり、9月21日（月）から30日（水）までの10日間で実施する。この時期は、秋の行楽シーズン、お彼岸の時期にあたり、そのような時期に、全国的に交通安全を啓発していくこととし、昭和23年以降、今回が135回目の交通安全運動となる。期間中の9月30日（水）は、「交通死亡事故ゼロを目指す日」ということで定められている。

主催機関としては、小金井市、警視庁小金井警察署管内交通安全協会、警視庁小金井警察署、本協議会、関係機関・団体として、皆様で力を合わせてこの運動を実施してまいりたいと考えている。

第5番として運動の基本 「子どもと高齢者の交通事故防止」が今回も引き続き掲げられている。

続いて、第6運動の重点である。

- 1 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止（特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底）
- 2 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 3 飲酒運転の根絶
- 4 二輪車の交通事故防止

の4項目が東京都の方で決定している。

そして、5 自転車の安全利用の推進についてであるが、この箇所は小金井市の独自に取り組む項目として記述している。

2ページ以降は、先程ご説明した、第5運動の基本、第6運動の重点にお

ける具体的な推進要領ということで、それぞれ「家庭・地域で行うこと」、「運転者としてハンドルを握る際のポイント」、「職場や学校等で行うこと」を項目ごとに記述している。

先ほど申し上げた、小金井市の独自項目である、(5) 自転車の安全利用の推進については5ページに記載している。

平成26年中の都内における交通事故全体に占める自転車関与事故の割合は34.1%であり未だに多い状況となっており、引き続き周知・徹底して参りたいと考えている。

なお、本日の資料にあるカラーチラシについてはこのあとご説明させていただき、交通安全運動ポスターの配布と共に市内各事業所に対し配布したいと考えている。

6ページ目「3 主催機関の推進事項」について、各推進事項を記述している。

以上、平成27年秋の小金井市交通安全運動推進要領案をご審議の上、ご承認賜わるようお願い申し上げます。

【会長】

以上で事務局案の説明が終了したが、ご意見、ご質問があれば発言願いたい。他に無いようであれば、本案を原案どおり決定することに異議はないか。

【委員各位】

異議なし

【会長】

異議がないので、「平成27年秋の小金井市交通安全運動推進要領」は、原案どおり決定する。

続いて議題(2) 交通安全運動期間中の広報活動等及び議題(3)「スタントマンを活用した自転車安全教室」について、事務局から説明をお願いしたい。

【交通対策係長】

1 車両による広報活動について

車両での広報活動は、通勤・通学の時間帯にあたる午前8時から8時45

分及び午後3時前後の2時間、期間中毎日行う予定であり、場所は、武蔵小金井駅、東小金井駅及び新小金井駅の駅前広場を重点的に広報する。青色回転灯を点灯させて行うため、交通安全のみならず防犯パトロールの一躍も担っている。

なお、ただ今申し上げた時間帯以外にも交通対策課職員が他の業務で庁用車にて出勤する際には合わせて広報を行うことを考えている。

なお、広報テープの録音は、毎回市内の中学生にご協力をいただいているところだが、今回は、第一中学校にご協力をいただく予定で考えている。広報文は「資料2」のとおりである。

2 交通安全ポスターの掲示及びチラシに配布について

交通安全ポスターを市内の教育機関、金融機関、ガソリンスタンド等に配布し市民への周知活動を行う。今回のポスターについては両サイドの壁に掲示している。

ポスターは、9月15日頃を目途に配布する予定である。また、先ほども触れたが、ポスターと合わせて「自転車走行中は必ず安全確認を」というチラシを各事業所へ配布する予定としている。

3 のぼり旗の設置について

「交通安全運動実施中」をお知らせするのぼり旗 蛍光色の黄色のものを運動期間中、市内の主要交差点、市役所本庁舎前・第二庁舎前、そして小金井警察署前等、小金井警察署や交通安全協会との連携を図りながら設置する予定である。

4 その他

市報「こがねい」9月15日号や市ホームページを活用して、交通安全運動の実施を広く市民に広報していく予定である。

次に、「スタントマンを活用した自転車安全教室」について報告させていただく。

テレビや映画で活躍中のプロのスタントマンが、実際に発生した交通死亡事故を再現し、目の前でそれを疑似体験することにより、交通安全を心掛けるようになる。また、この交通安全教育を受講した中高生が将来ハンドルを握るようになった時、悲惨な交通事故を起こさないように、安全運転を行うドライバーに育ってほしいという長期的なスパンの交通安全プログラムである。

小金井市では平成20年度より同プログラムを開始しており、今年度は南中と一中で実施した。小金井市では、市立中学校に於いて3年を1サイクルで実施しており、市立中学校5校に通う小金井市の中学生は、在校中に必ずこのプログラムを受講できるということになる。

受講した生徒はもとより、先生方からも大変好評なプログラムであることから、今後も継続して実施して行きたいと考えている。なお、委員の方々も今後見学を希望する際には事前に事務局までご連絡いただきたい。

【会長】

ご意見・ご質問等はあるか。

【渡邊委員】

スタントマンを活用した自転車安全教室は、中学生に対して実施しているようであるが、交通安全をより効果的に周知するためには小学生に対しても実施する方がよいと思うがいかがか。

【交通対策課長】

スタントマンを活用した自転車安全教室は実際の交通事故を再現しており、刺激が強すぎる可能性もあることから、小学生に対しては一定配慮する必要があると考えている。

【会長】

他にご意見・ご質問等はあるか。

無いようなので、(4)その他について、何かあればお願いしたい。

【交通対策係長】

前回の本協議会の最後に、平成28年度から32年度分（5年間）の小金井市交通安全計画の策定についての諮問及び審議を行うことを事務局より連絡したところである。

交通安全計画については、交通安全対策基本法の規定に基づいており、現在、内閣府中央交通安全対策会議及び東京都交通安全対策会議において作成中の状況となっている。その東京都の計画を基に各市が計画を策定していく

流れになるが、東京都交通安全計画の概要が未だ示されておらず、現行での審議は困難であることから今回の本協議会での審議は見送ることとしたので報告する。

なお、次回以降の審議の是非としては、東京都の策定状況及び各市の状況も踏まえて判断していきたいと考えている。

また、次回以降に審議を行う際には事前に開催通知により各委員にお知らせする予定である。

【会長】

他に無ければ、これで平成27年度第1回小金井市交通安全推進協議会を終了する。